
令和7年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和7年3月3日 (月曜日)

議事日程 (3)

令和7年3月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1 3 名

午前 10 時 00 分開議

○議長 内海 猛年君

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は先週に引き続き一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 4 番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 4 番 長島 毅君

皆様おはようございます。

4 番、長島です。通告書に従いまして質問させていただきます。

本日は件名を 2 つ用意しております。

まず件名 1、映画誘致の現状と今後の取組についてです。

要旨 1 いきます。映画誘致の現状について。

第 4 期町長マニフェストや第 6 次総合振興計画の令和 5 年度から向こう 3 年間の実施計画事業として、映画誘致と記載されておりました。

令和 6 年度は令和 5 年度検討結果によるとありましたが、映画誘致の推進は現在までどのような状況だったか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

映画誘致の推進につきましては、現行の第 5 期町長マニフェストの 1 つ前、第 4 期町長マニフェストに掲げられたことを受けまして、実施計画事業として推進してきたものでございます。

映画の誘致は、地域外への知名度向上やロケを通じた観光商品の開発など、経済効果への波及だけでなく、ロケに携わる地域住民の郷土愛を育み、芦屋町の取組に参画する契機として効果的な手法であり、地方創生の取組を加速化させるために、芦屋町における映画ロケ地誘致を推進してきたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響や現行の町長マニフェストに映画誘致の推進が掲げられなかったことなどにより、映画誘致の推進を断念し、実施計画事業として廃止となったものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

町長マニフェストに映画誘致の推進が掲げられなかったとのことですが、町長は私に会うたびよく、「あんだ、はよ、次の映画やらんね。」と言ってくれますが、町長、こちらマニフェストありますが、載せ忘れたとかそういうことではないですか。(複数の笑い声)これは答弁求めません。いずれにしてもあまり動きが進んでなかったような感じに思っております。何か要因についてはありますか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

映画誘致の推進が進まなかった要因は、2つあると考えております。

1つ目は先ほど答弁いたしました、新型コロナウイルス感染症の影響でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言や外出自粛要請が発出され、私たちの生活や経済活動に大きな制約が生じました。

このような状況下で、映画誘致の推進を行うことができなかったことがございます。

2つ目はマンパワー不足とキーマンの不在でございます。平成30年に本町で制作され、令和元年10月25日に公開された映画、夏の夜空と秋の夕日と冬の朝と春の風は、当時、地域おこし協力隊として着任されておられた長島議員の発案の下、長島議員を中心に映画誘致に奔走され、住民の方々の御協力や長島議員がこれまで培われたコネクション等を最大限に生かし、制作されたものと認識しております。

当企画政策課の現状としましては、映画誘致に関するノウハウや体制を構築できている状況にはなく、北九州市のようなフィルムコミッションといった団体もございません。

また、自治体が主体となって映画誘致を行う難しさ等もあり、目に見える具体的な動きを行うことができなかった状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、分かりました。たくさん名前を出していただき、恐縮です。

ただいま課長が紹介していただきましたが、7年前の平成30年に、夏の夜空と秋の夕日と冬の朝と春の風というオムニバス映画の制作が行われました。記憶にある方も多いのではないかと

思います。

私は当時、地域おこし協力隊の任期3年間で、地域おこしというミッションにどう取り組むかを考えた結果、たどり着いたのは映画誘致でした。

芦屋町の地域おこし協力隊に就任する前の話ですが、地方の映画撮影にたくさん携わった経験から、映画が撮影されることによって、人がつながっていくことやたくさんの人にその地域のことを知ってもらいきっかけになること、また、これまで気づけなかった魅力に地元の人が気づくことなどが、地域おこしにつながると考えました。

まさに知名度向上、シビックプライドの醸成、地域活性化の原動力です。

実際に平成30年に映画誘致が実現したときには、撮影前から新聞、テレビなどマスコミ各社から多くの取材を受け、芦屋町の知名度向上につながり、実行委員会の立ち上げや、撮影時の炊き出し、またエキストラやサポーターなど300人近くの町民の方が関わってくれ、人のつながりが日に日に大きくなっていきました。

この中にも協力してくださった方、また御家族が炊き出しやエキストラとして関わった方などがいらっしゃり、今も人のつながりを感じております。

また、当時、宿泊施設や飲食店、その他芦屋町内に約300万円の経済効果もありました。

また、キャストのファンの方が、芦屋町の上映会や聖地巡礼のために、芦屋町に足を運ぶために、芦屋町までの行き方やロケ地のあった場所の紹介などを発信するなど、芦屋町ファンとして、関係人口を増やすことができたのではないのでしょうか。

準備から撮影までのおよそ1年半の間、知り合いではなかった町民同士がつながり、人の輪がどんどん大きくなり、徐々にわくわくしていく空気感、また、俳優さんと一生懸命芝居をしてくれた小中学生のきらきらした瞳、まるで町全体が大きなワークショップのような、非日常体験の日々を過ごすことができたと思います。

しかしながら、映画制作もメリットだけではありません。

先ほどの課長の答弁にあったように、誘致する段階からマンパワーが必要であること、また、多くの費用がかかるなどたくさんの課題はあります。

ですが、映画に関わることにより、地域住民が参画する契機として有効である映画誘致で、芦屋町民のつながりを深め、関係人口を増加させることで芦屋町ファンを創出し、地方創生の実現を目指す映画誘致をいま一度推進したいと思っております。

現在は映画誘致で地域活性化を考える自治体も多いのですが、誘致したいと動き出してもすぐにできるものではありません。

実際、平成30年の映画も、地域おこし協力隊に就任して、3年目でやっと実現できました。

芦屋町は映画誘致の経験があり、反省点も多くありますが、ノウハウや受皿があると思ってい

ます。その経験を生かせることが、映画制作をした芦屋町の強みであり、そんな自治体はたくさんはありません。

映画撮影の候補地として、芦屋町が目に残るように、名のりを上げることはできないでしょうか。もし映画関係者の目に留まった場合、誘致の再検討の可能性はいかがですか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

現時点におきましては、再検討する予定はございません。

先ほど答弁いたしました。現体制において、本事業を進めることは難しいと判断しております。

しかしながら、映画ロケの誘致は、地域外への知名度向上や、ロケを通じた観光商品の開発など経済効果への波及、シビックプライドの醸成などが期待できると考えておりますので、映画誘致の費用対効果の検証や体制整備、住民の方々の機運の醸成など、必要な条件を整えば再検討する可能性はあるものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

では次にいきます。

映画誘致の再検討の予定はないとの答弁でしたが、もしも条件がそろい、再検討する場合には、その財源について提案させていただきます。

要旨2にいきます。映画誘致の取組についてですが、企業版ふるさと納税に関連して質問させていただきます。

企業版ふるさと納税は令和6年度で終了となる予定でしたが、3年間延長される見通しです。町の自主財源確保の一助となるこの事業に向けて、まずは延長後の地域再生計画の新たな策定について変更はあるのか、また今日まで企業版ふるさと納税の現状や今後の企業版ふるさと納税の取組についてお伺いいたします。

まず実績についてですが、企業版ふるさと納税創設から本年度、また昨年度まででも構いません。寄附金の総額と事業への充当額についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

企業版ふるさと納税の寄附額と事業への充当額でございますが、芦屋町におきましては、企業版ふるさと納税を行うために必要となる、芦屋町まち・ひと・しごと創生推進計画を令和4年度に策定し、寄附の募集を開始いたしております。

これまでの寄附額でございますが、令和4年度と令和5年度、昨年度までの実績になりますが、この2か年の合計で80万円の寄附を頂いております。

次に、事業への充当額でございますが、令和4年度は堂山の案内看板に、令和5年度は芦屋釜の里のタブレット型レジシステムに、それぞれ頂いた寄附の全額を充当しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

対象事業への寄附の周知・PRなどはどのようにされていますか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

企業版ふるさと納税の周知につきましては、町のホームページで周知・PRをしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

今後、地域再生計画の内容の見直しなど、取組を新たに充実する考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

長島議員からも御説明がございましたが、本制度は今年度で終了予定でございましたが、3年間延長が予定されております。

このため企業版ふるさと納税の寄附増に向け、取り組んでいく必要性は認識しております。

しかし、今年度で終了予定であったことなどから、具体的な検討等には至っていないのが実情でございます。

なお、地域再生計画の内容の見直しにつきましては、今年度末に、第3期芦屋町まち・ひと・

しごと創生総合戦略を策定予定のため、これに合わせ、地域再生計画も見直すべく、手続を進めているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

私も芦屋町地域再生計画を読ませていただきましたが、芦屋町地域再生計画5-2、アという枠があります。

芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる事業。芦屋の魅力ある豊富な資源を発見し、磨き上げ、それぞれをつなぐことで、付加価値を高めるとともに、回遊性と滞在時間を高める事業。また、町民が芦屋の魅力を知ることや、情報発信の仕組みをつくることにより、新しいひとの流れをつくる事業。と、少し分かりにくい書き方になっておりますが、具体的にはどのような事業なのか教えてください。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる事業とは、第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策目標Iに掲げる事業を、実現するために行うプロジェクト等を指すものでございます。

具体的には、海岸線や海を活かした魅力向上プロジェクトに掲げる、海浜公園や夏井ヶ浜はまゆう公園の整備、洞山エリアの観光整備や芦屋流情報発信プロジェクトに掲げるSNS等を活用した効果的な情報発信の推進等でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい。企業版ふるさと納税の町の現状は把握できました。

あまり寄附がまだ集まっていない状況だと思いますが、非常に抽象的。逆に言うと範囲が広く、いろいろな事業に該当しそうとも思いますが、もう少し企業に分かりやすく寄附を募るように、対象事業を絞ることはできないでしょうか。

そこで企業版ふるさと納税を活用した取組として、映画制作との関連についてです。

芦屋町地域再生計画5-2アに充当する事業として映画制作を検討できないでしょうか。

ここで資料のほうを御覧ください。少し長くなりますので、資料を見ながら聞いていただければと思います。

現在、日本の各地でこのように企業版ふるさと納税を活用した映画が多く制作されております。

こちらの倉敷市の映画のほうは、もう既に完成しております。各自治体の資料にあるように、目標金額を設定し、寄附額がそれに到達したら、それを財源にして制作費に充てます。

町からの持ち出しはほとんどない形で、クラウドファンディングというのを聞いたことがあるかと思いますが、それに少し近い形だと思ってください。

このようなプロジェクトに協賛いただける場合は、いわゆるスポンサーと同様の広告宣伝効果を期待できます。

具体的な施策としては、映画のエンドロールで寄附企業を御紹介し、寄附企業の皆様と共に、広く発信していきたいというのが狙いです。

しかしながら、先ほど答弁にあったように、芦屋町は企業版ふるさと納税の対象となる事業として、町の地域再生計画、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている事業になると思いますが、もっとできるだけ絞って分かりやすく、目的が明確な事業にしてほしいと思っております。

そのほうが応援していただける企業にも、伝わりやすいのではないのでしょうか。

映画誘致を応援する企業に対してPRできるように、企業版ふるさと納税に映画誘致の推進を分かりやすく明記してほしいと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

長島議員御指摘のとおり、企業版ふるさと納税を推進していく上では、企業にも分かりやすい具体的なプロジェクト等を示していくことも、効果的と考えております。

このため交付金や補助金、起債等が活用できない、いわゆる財源手当のない事業を行っていく必要がある場合等におきましては、財源確保の手段の一つとして企業版ふるさと納税の活用も検討していく必要はあるものと考えております。

このため、町として映画誘致を推進することになれば、企業版ふるさと納税の活用も検討することになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

なかなかハードルが高いように感じましたが、行政主導で、企業版ふるさと納税の活用や映画の実行委員会など、マンパワー不足などで立ち上げなどは、推進していくのは難しいのは分かりました。

しかし、当時全てにおいて、協力してくれました実行委員の方々、エキストラや炊き出しなど、映画に関わっていただいた人たちはもちろんのこと、当時は映画に関わっていない人たちからも、もう一度映画を撮ってほしい。撮らないのか。また誘致してほしい。という声をかけられます。

私の思いとしては、当時と立場も変わってしまい、またコロナ禍の影響もあり、映画でいま一つできなかった次年度への展開や、町民が自分たちの手で実際に映画を制作するワークショップなどの企画の立ち上げ、地域に寄り添った芦屋町らしい脚本の開発など、映画で町のPR、若者などを巻き込んだ次世代の人材育成など推進したいとの思いでしたが、いまいちできなかったことが悔やまれます。だからこそもう一度という思いが強くなります。

今後、映画誘致を推進していく、町民主体の、例えば民間の委員会や関係団体が立ち上がった場合、支援などは可能なのでしょうか。

行政との関係性やサポートについてはどのようなお考えをしていますか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

映画誘致を推進していく町民主体の民間の委員会や、関係団体が立ち上がった場合の支援でございますが、人材育成事業補助金での支援ができる可能性はあるものと考えております。

人材育成事業補助金の申請に当たりましては、町の課題解決に向け、何をどのように行っていくかなどをお示ししていただく必要はございますが、御相談いただければ、補助金採択に向けたアドバイスやサポートを行ってまいりたいと考えております。

その他の支援やサポートにつきましては、現時点で町として何ができるかを具体的にお答えすることはできませんが、御相談内容に応じ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、分かりました。制度的な期限も設定されております。企業版ふるさと納税を活用し、楽しい芦屋町を目指した映画誘致事業を、再度検討していただきたいと思っております。

では、次にいきます。

件名2です。地域おこし協力隊の現状と定住促進についてです。

要旨1にいきます。芦屋町地域おこし協力隊の現状。

平成21年から始まった地域おこし協力隊の制度は、総務省の調査によりますと、全国では約7,200人が活動しており、令和5年、福岡県受入れ市町村は合計で31市町村です。

県内隊員数は計137人活動しておりますが、遠賀郡内では芦屋町以外はまだ導入されておられません。併せて近年は、任用期間終了後の定住率が72.1%。中でも地域で就業する隊員が4割、起業する隊員が4割、就農・就林する隊員が1割と、定住・定着を図る取組が促進されてきていることが分かります。

まずは、芦屋町の現在までの協力隊の現状について、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

現在、地域おこし協力隊3名が着任し、情報発信を中心に活動しております。

なお、現隊員のうち、1名が現在、育児休業中のため、令和7年9月上旬までは2名体制での活動を予定しております。

次に卒業された隊員でございますが、3名おられます。卒業隊員の内訳でございますが、平成28年4月から平成31年3月まで着任されました、長島議員を含む隊員が2名、それから、令和3年4月から令和4年8月まで着任された隊員が1名でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、現状分かりました。

地域おこし協力隊制度については、地域の活性化や移住施策として有効な手段と判断しております。

人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくのが目的です。

そこで何点かお伺いいたします。芦屋町も募集要項の中には、協力隊員の期間終了後も芦屋町に定住し、起業・就業する意欲のある方と記載されております。

芦屋町では平成29年より現在まで卒業生含め、6人の協力隊を導入しているとのことですが、卒業後定住への意欲があっても、現実的にはなかなか定住にはつながっておりません。

何か原因についてはどう捉えているか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

地域おこし協力隊が定住につながらない原因は、大きく2つあると考えております。

1つ目は、仕事でございます。地域おこし協力隊を卒業後、生活をするためには、仕事が不可欠でございます。どこでどのような仕事をするか、起業される方、就職される方、様々でございますが、芦屋町において、給与面等の条件が整った就職先等が多くあるかといえば、そうではないのが実情ではないかと考えております。

2つ目は、隊員を取り巻く状況や環境でございます。隊員の方々の配偶者や子ども、親などの状況や関係で、定住できないという場合がございます。配偶者の仕事先、子どもの進学、実家の場所など、生活圏や環境等を総合的に判断され、どこに住むのかを判断されているものと考えております。

このような原因から、なかなか定住につながっていないものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

現在、3名の地域おこし協力隊が配置されておりますが、たくさん素晴らしいスキルをお持ちの人材だと思っています。

それぞれ具体的な任務はどのようなものなのか、そのスキルはどのように生かされているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

地域おこし協力隊の任務でございますが、主な任務は芦屋町の情報発信でございます。

具体的には、地域おこし協力隊SNSの運営・更新、町のプロモーションのため、町内外のイベントへの参加、町観光スポット紹介動画の撮影・編集、インスタグラム等での動画配信等を行っております。

なお、地域おこし協力隊3名のうち、2名が企画政策課に所属しており、企画政策課が運営するアッシーフェイスブック・インスタグラムの運営・更新、広報紙の取材・紙面作成等を行っております。

もう1名につきましては、産業観光課に所属しており、SNSによるあしや砂像展のPR、芦

屋町の資源を活用したイベントの企画などを行っております。

次に、地域おこし協力隊3名のスキルがどう生かされているかでございますが、海外生活の経験、漫画が描けるなど、それぞれの経験やスキルを生かしながら、外部の目線から感じた芦屋町の魅力を発信していただいております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

私もその3人の方、非常に頑張ってくれているのは認識しております。

主な任務が情報発信ということですが、いろいろ発信されているのも知っています。

しかしですね、私が就任した10年前と今では、情報発信の状況は大きくさま変わりしております。当時主流だったフェイスブックは若者も離れていき、今はインスタグラム、ユーチューブ、T i k T o kやXまたはその他SNSに流れております。

ちなみにですが皆さん、今度、ハッシュタグ芦屋町をインスタグラムで検索してみてください。現在まで何回芦屋町が発信されているのか、トータルの回数が分かります。

参考までにお伝えしますが、インスタグラムのハッシュタグ検索は、ハッシュタグ遠賀町5.1万件。ハッシュタグ芦屋町が6.6万件。ハッシュタグ水巻町が6.9万件。ハッシュタグ岡垣町は1番多くて9.6万件となっております。

情報発信がミッションである協力隊のいる芦屋町は、残念ながら、ハッシュタグの数は郡内3位という状況です。

もちろん3人が頑張ってくれているからこそ、この多くの数字を獲得したのだと思いますが、しかし今や個人や店舗、また行政自ら、そして各種団体やイベントごとの委員会など、やる気がある町の人が手軽に発信する時代です。

芦屋町でも、もう今は観光協会、芦屋釜の里、その他イベントごとのSNSサイトや多くの事業者さんなど積極的に発信してくれています。

また、ふるさと観光大使であるコンバット満さんは、インスタグラムのフォロワー数が1.3万人と、情報発信力は非常に大きいと思いますので、もっと委ねてもいいのではないのでしょうか。

協力隊の情報発信というミッションは、今や方向転換し、ブラッシュアップする時期に来ているのではないのでしょうか。せっかく3人の個性がそれぞれ違うのですから、情報発信ではなく、違う形での活躍を、もっともっと期待しております。

では次にいきます。

答弁にあったように共通の仕事内容や、所属ごとの専属業務など、多岐にわたっております。

ある程度予算も必要になってくると考えられますが、活動予算や協力隊の待遇については十分なのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず、地域おこし協力隊の待遇でございますが、募集時に待遇をお示しした上で、募集をしております。

これまで募集を行ってきましたが、応募者がゼロでないこと、また他市町村での待遇等を踏まえても悪いとは考えてはおりません。

次に、活動予算でございますが、これまでの実績やどのような活動を行いたいかなど、地域おこし協力隊の方々と話し合い等を行いながら、必要な予算を計上しており、必要な予算を確保できているものと考えております。

なお、地域おこし協力隊の募集や活動に必要な経費は、特別交付税措置が講じられますが、芦屋町はボートレース事業が好調であることから、基本的には特別交付税が措置されておられません。

このため、地域おこし協力隊に係る経費は町の単独経費、いわゆる単費で支出をしている状況でございます。

しかしながら、町の活性化には外部の視点が必要であり、外部人材の力が必要不可欠と考えておりますので、引き続き地域おこし協力隊の取組を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

引き続き継続していただけるとのことで期待はしておりますが、今の答弁で協力隊の必要経費等は町の単費とのことでした。特別交付税以外の補助金なども充当されていないのでしょうか。であれば、地域おこし協力隊に係る年間予算はお幾らでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

地域おこし協力隊の募集や活動に必要な経費に対する財政措置につきましては、特別交付税措置以外にはございません。

次に、地域おこし協力隊に係る年間経費でございますが、令和5年度決算で申し上げますと、約

885万8,000円でございます。

なお、地域おこし協力隊3名のうち、2名は令和5年10月から活動を開始しており、協力隊2名分の経費は半年分となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

協力隊、時期のずれはあるのですが、ということで換算しますと、年間1人につき約450万円、3人で年間1,300万円ほど、3年間で換算すると、総額4,000万円ほどということではよろしいでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

令和5年度の決算ベースで試算すると、そのようになるかと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

では次にいきます。

次に、雇用の形態についてですが、地域おこし協力隊は、会計年度任用職員で就任しておられると思いますが、会計年度任用職員や一般の臨時職員とは違うものと私は認識しております。

もっと自由度が高いものと考えていますが、庁舎内、他部署との連携や町に出て、もっと各団体や町民との触れ合い、自主性と行動力を持って活動してほしいと考えております。

先ほど、たくさん外に出て行動しておられるとのことでしたが、その辺りの活動の自由度について、どのようなサポートができていますのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

芦屋町におきましては、地域おこし協力隊を会計年度任用職員として雇用をしております。

このため、地方公務員法に基づいて、任用される職員の一形態であり、活動の自由度が高くないという見方もできるかもしれません。

また、地域おこし協力隊の皆さんが情報発信を行う際には、一定の事務手続の後に発信してお

りますので、全く制限がないわけではございません。

しかしながら、地域おこし協力隊の方々のスキルや、自由な発想を生かした活動をしてもらえよう、行動の制限等は行っておりません。

次に、サポートでございますが、活動がスムーズに行えるよう、また、活動状況の把握や情報共有、意見交換等のため、1週間に一度の定期ミーティングや月1回程度、個別の相談を行っております。

なお、他部署との連携でございますが、地域おこし協力隊の方々のスキルを生かした、他部署での業務も一部ではございますが、行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

今後ともサポートをお願いしておきたいと思います。

最終的には定住を目指すものですが、3人の任期は残すところあと1年と少しかと思っております。現段階での任期後の見通しはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

現段階での任期後の定住の見通しについてでございますが、芦屋町のよさを実感していただき、可能であれば、住み続けたいという言葉いただいた隊員もおられます。

しかし、定住となれば、仕事や隊員を取り巻く状況や環境が大きく影響することは、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

芦屋町に定住していただける可能性はございますが、定住されるかどうかは、任期中にじっくりと検討されるものと考えておりますので、可能な限りサポートを行い、芦屋町に定住していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

私も外からの目線、よそ者の目線はやはり大事だと思っています。

ただし、卒業後に芦屋町で生活できるほどの起業をするのは、本当に現実的に難しいと思います。今、現役の協力隊の方々に提示できるように、環境づくりやサポートも考えていただきたい

とOBの私は思っております。

それでは次にいきます。

要旨2です。将来的な地域おこし協力隊の募集についてお伺いいたします。

募集要項の変更や増設は、考えておられますでしょうか。先ほども言いましたが、今や情報発信の形態も変わってきています。情報発信が必要であるならば、今は動画がメインになっています。

大きなくくりの情報発信という募集ではなくて、思い切って動画クリエイターや、今後レジャー一港に釣りパークもオープンすることです。芦屋町のたくさんの釣り場情報を全て発信するような釣師、釣師ユーチューバーですね。

先ほど、映画誘致の答弁の中で、キーマン不足とおっしゃっていましたが、映画経験者募集などでもいいのではないのでしょうか。

人材育成の観点から、何かに特化した人材をもっと絞り込んでもいいのではないかと考えています。

そのほかにも、漁師さん、農家さん、飲食店、また、工業系の事業者など、マッチングするのであれば、事業継承、後継ぎという意味ですが、事業継承の難しい町内事業者さんにつかせるのもいいのではないかと考えています。

実際に、町内飲食店さんからもそういう声をお聞きしています。

全国では、農業や漁業はもちろん、そうめんの後継者、おにぎり屋さんの経営、ジビエ料理人、ダンサー、動画クリエイターなど様々な人が、協力隊として活動しております。

また、友好関係にある栃木県佐野市では、テレビ・映画の撮影を通して町を元気にしてくれる人など、協力隊としていろいろな分野の人を募集しております。

各分野の人からの意見を取り入れ、人材の育成と人材の確保につながるマッチングした雇用は考えられないのでしょうか。

協力隊1人当たり約1,300万円と、町の単費を大きく使っている事業です。

芦屋町の未来につながるよう、早く商工会や漁協さんなど、各種団体と協議し、町内業者の事業継承などについて、調査・研究をしてほしいと思っておりますが、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

地域おこし協力隊の募集に当たりまして、事業継承の難しい事業者の後継者を募集することは、非常に重要なテーマと考えております。

少子高齢化に伴い、特に農業や漁業などの一次産業や中小企業において、後継者不足が深刻な問題となっており、地域おこし協力隊の制度が、地域の活性化や事業継承の一助となる可能性があると考えております。

しかしながら、事業継承には単に人材を募集するだけでは解決できない、複雑な問題、課題がございます。具体的には、事業者と後継者の間で求められるスキルや知識のギャップ等が出てくる場合がございます。

例えば、農業や漁業、製造業などでは、特定の技術やノウハウが必要とされ、その習得には時間と労力が必要でございます。

また、後継者候補が地域に定住し、地域社会に溶け込むためには、地域の文化の理解や人間関係を構築し、信頼関係を築くことが何よりも重要でございます。

このような課題を一つ一つ解決する必要がある、なかなか実現は難しいと考えておりますが、地域の活性化や事業継承の一助となるよう、調査・研究する必要性はあるものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、分かりました。

今、課長がおっしゃった特定の技術やノウハウの習得のために時間がかかってしまうこと、その間の賃金などの課題があり、後継者育成が難しい、雇えないと考えている事業者さんが多いからこそ、そこに協力隊として派遣することで、町として賃金の課題のクリアなどのお手伝いができるのではないかと考えています。

また、地域に定住し、地域社会に溶け込むために、地域の文化の理解や人間関係を構築し、信頼関係を築くことが何よりも重要とのことですが、それは協力隊のミッションだと思っています。協力隊として赴任したほうが、そういった課題もクリアしやすいのかなと思っています。

実現は難しいと、少し後ろ向きな答弁でありましたが、ぜひ、明るく元気のある芦屋町のために、前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

一般質問の前に議長にお願いしたいことが1点あります。

先日、議長との話の中で――。

○議長 内海 猛年君

一般質問の席に着いてください。

○議員 9番 妹川 征男君

ああそうですか。

9番、妹川です。

今、議長にお話したのは、私が途中で、無断で外出いたしました。実は私、皆さん方に配付資料なるものを、この一般質問の中で配付することによって、私の意図するところ、または執行部の皆さんが答弁しやすいような資料を用意してきていたんですけど、ちょっと、年のせいでしょうか、うっかり忘れてきたものですから、今日は議長の判断では、それは認められないだろうということですけど、いかがでしょうか。認めていただけたらいいがなど、今、持ってきております。

○議長 内海 猛年君

一般質問で提出される資料については、事前に議長の許可が必要です。

事前というのは、この会議が始まる前に議長に趣旨を説明して、それで許可を得るというものでございます。

この会議中に資料を出されて、これでどうでしょうかという判断は、今、私はできません。まして、事前に許可もらっておりませんので、提出は駄目です。

以上です。

○議員 9番 妹川 征男君

以前、今井議員が会議中に配ったことがありましたものですから――、それはいいです。分かりました。

通告書に従って読んでいきます。

今も放置されている農業用水路。平成19年頃、山鹿元町区用の悪水路、通称、農業用水路の一部が町の許可なく無断で埋め立てられていたことが、令和3年4月に、1人の町民の申出で発覚しました。無断埋立てをしたのは、町の指定業者であるU建設会社です。

現在、U建設会社は原状復旧のためと称して、町に対して工事施行承認の申請書を9回にわたり出し続けており、町もその都度、申請書に基づき、工事施行許可書を発出し続けています。

しかし、一向に原状復旧の工事が始まる様子すらなく、既に4年が過ぎようとしており、放置状態が続いています。

つまり町有財産の侵害が今も続いており、町は解決のめどさえ、立てきれないままという問題を露呈しています。

以上の問題がきっかけとなり、昨年、ようやく芦屋町法定外公共物管理条例が制定されました。この条例の施行は、今年の4月1日からです。

当時、当該水路のような法定外公共物の管理条例が制定されていなかったことが、本件問題の大きな要因です。行政の管理責任が今なお問われていることは、町の社会的問題であり、町として大いに反省すべき内容です。

町は無断埋立て事件の真相を究明し、早急に解決に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。

要旨にいく前に、用水路埋立て事件の内容というのは、民と民の問題なのか、官と民の問題かについて、全員協議会で令和3年の10月、11月に論議されました。

そのときの全員協議会で浮田課長は、町は埋立てには関わっていない、民と民の問題と捉えていましたが、埋立てを行った原因者に原状復旧を行うよう求めていくと。つまり、官と民の問題である、という回答文書を提供しておられます。議員も執行部の皆さんも御存じのとおりです。

では、今から質問にいりますが、簡潔明瞭な回答をお願いします。

現在、原状復旧を目指して、無断埋立てを認めているU建設会社が掘削工事を申請し、町がそれを許可するといった手続を行っています。9回ですね。U建設会社の申請書に添付されているのは、工事場所を示す位置図だけチェックされており、ほかの添付書類、つまり平面図、断面図、設計図、実測縦横断図、同意書などは一切ありません。

これまで、9回も出された申請書の添付書類は、位置図だけだったのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

現在、申請されている書類、これに添付されているもの、これは位置図のみでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

皆さんに配付する予定でしたが、こういうような工事施行承認、そしてここに位置図です。ここには13メートル、14メートル、それから深さ1.7メートル、幅0.7メートルと。そして隣接地権者はN氏、そしてH氏。町長はそういう言い方じゃなくて波多野、自分だと、波多野町

長だということでは、そういう僅か位置図。平面図とか実測縦横断図、求積図、設計図、それ一切ありませんね。そういうことでいいのかということの問題、指摘しております。

それで、通常、公有財産の土地については、それが道路の敷地であれ、河川の敷地であれ、行政は申請書に添付する各種の添付書類を基に、許可をするのか、しないのかを審査するものと思いますが、この申請書に対する審査をしたのか。どうぞ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の申請書の内容でございますが、付いているのは位置図のみということになっています。

今、妹川議員がおっしゃった、それ以外の詳細図等につきましては今回は添付されていません。工事をやる以前から御承知と思いますが、我々は原因者の責任において、原状復旧を求めていくということで業者に話をし、業者のほうからはこの申請書によって、原状復旧工事と書かれてあると思うんですね、申請書のほうに。これをこの場所で行いますというところで、私たちはそれを認めているといたしますか、そういう形でやってくださいと、今はそこまでのやりとりになっています。

今後、こちらにつきましても、妹川議員にも話したことあると思うんですが、工事についての詳細、どういう工事を原状復旧でやっていくのか、ここは話合いが必要なことが多々ありますので、こういった話が進みましたら、そういったものを提出し、着工に向かって動いていくという状況でございますので、現状としては、そこまでの資料しか今のところはそろっていないという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では、その許可の決裁者はどなたですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

もちろん申請のほうはうちの担当課で受け付け、内容は見ていくものと思いますが、許可のほうは町長名で、最終的には許可が出るものとは思いますが。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

この申請書によると、掘削工事のようです。深さは1.7メートルあります。産業観光課に掘削工事を審査するための、土木の専門的知見はあるんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

申請書については、うちのほうでももちろん受け付けますが、内容等、専門的な部分に関しては、必要とあれば関係部署には相談をしたいと思います。ただそういったものまで、提出に至っておりませんので、受付のほうはうちのほうがやって、事務的には進めていくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

都市整備課の小田課長には相談なしで、許可をしたということでもいいんですか。

小田課長、どうでしょう。あなたの内容については、この申請を受けて許可をするときには、伺い書を担当課の浮田課長は出されていますが、あなたの公印は押印されていません。

そういうことは、課長はこの問題については、工事については一切関わってないということでもいいんですね。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

まず、都市整備課が管理する道路や排水路などにつきましては、都市整備課長のこれは専決事項となるんですけれども、ただし農業用水路につきましては、管理所管が異なるため、これは私、都市整備課長の専決事項ではございません。浮田課長のほうになるんです。浮田課長のほうから、あるいは農林水産係のほうから相談等があった場合には、私に限らずその係員、担当の土木の係長、それから係員のほうが相談に応じたりすることもありますので、決裁というところでは、私はありませんけれども、都市整備課として相談があれば、そこでアドバイス等はしておくことはあります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町長に出す伺い書には、小田課長の印鑑を押印されていないということが分かっております。

それで、この問題について、もう4年になりますよね。私の知人や卒業生には土木関係とか、建築関係の営業を行っている社長もおりますし、一級建築士の方もおられますよ。現地に来てもらいました、3人、4人ね。

そしてこの申請書、許可書も見せました。位置図も見せました。こんなことで工事なんかできるわけないでしょうと、これ何か、きな臭いですねと、何かがありますねと、そう思いませんか？あなたち。皆さんに配りたかったけど、こんなので、よう許可をするなど、工事ができるわけがないじゃないですか。

次いきます。

あとの質問と関連しますが、昨年12月の総務財政常任委員会で法定外公共物管理条例が審議されましたね。その場で都市整備課長は、法定外公共物の管理については、これまで道路法、河川法に準じた取扱いを行ってきたと述べられました。

また、産業観光課長は、令和5年9月議会で、皆さんに配付したかったんですが、それがありませんので読み上げます。

課長はこのように発言されています。道路法の何条かということで御質問ですので、私質問したんです。道路法第24条の道路管理者以外の者の行う工事に関する条文がございます。

こちらです。道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができると規定されており、その承認に必要な事務手続があります。今回、様式等につきましては、道路法を参考にして、事業者から申請書を提出いただきました。工事内容の確認を行って、許可を出しているところでございます。というのが、今、この申請書と、位置図と、許可書ですね。

何ですかこれ、ということで、そうであればね、浮田課長。道路法第24条の規定により、福岡県の道路工事施行の申請書を見ると、たくさんの添付書類があります。そして、各種の書類を審査して許可する、とされています。

芦屋町の場合は、添付書類の中の位置図だけで審査することは、工事の適切さ、安全性を考慮せずに審査し、工事を許可することとなります。道路法や河川法の趣旨に反することになるのではありませんか。

この1枚の位置図だけで審査し、許可を出したことは法の趣旨に反しています。こういうことであれば、原状復旧工事は進捗不能の状況になると考えられますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

先ほど、答弁のほうもさせていただいたんですけども、今回いただいている申請書、確かに位置図しかございません。そこに書かれている内容、御承知と思いますが、原状復旧工事と一応、申請書に書いてあると思います。

掘削の場所、一応この範囲について原状復旧をやりますよということになっています。

ただ、なぜ詳細がついていないかとか、どういう工事なのか、これじゃ工事はできないじゃないかということで妹川議員、今おっしゃっております。

確かにそのままで詳細まで、私たちも見れていない。これは始めから進めてきましたこの工事を行うに当たりまして、いろいろな調整、あとどういうふうにするのか、どういう形になるのか、話合いが最も重要な状況でございます。

ただ、うちとしましては、原因者と言われている施工業者、こちらに原状復旧を進めていくということを許可している。詳細については、話合いのもと、実際移る前には、いただくようなお話はしております。だからそういった状態ということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

その点については、また次回に回します。

2番目の不法投棄の件について行います。

用水路埋立ては、町は発注した工事ではないと、町が関与していないとのことですね。そうであれば、無断埋立てですよ。これは皆さん御承知でしょう？

私が不法という言葉を使っているのは、無断埋立てを町の土地所有権の侵害と捉えているからです。

町長は、町の土地所有権が侵害されているという認識はありますか、町長。町長、答えてください。

○議長 内海 猛年君

副町長。「え？町長です。」と呼ぶ者あり）いや、答弁は誰でもいいです。（「もう時間ありませんので町長、お願いします。」と呼ぶ者あり）副町長。（「なぜ町長が言わないの。」と呼ぶ者あり）いや、執行部は町長以外でも構いません答弁は。町長に限定するものでは。一応言われましてけども一応副町長が答えるということですから、副町長に許可いたします。

どうぞ。

○副町長 中西 新吾君

町は施工業者に対して、町有地所有権に基づき、いわゆる妨害排除請求、原状復旧の要請を行っておりますが、施工業者が近隣地権者に配慮せず、妨害排除、原状復旧に係る工事を行うと近隣住宅の塀が倒れる可能性が生じます。

そこで、妨害排除に関わる工事を行うのは施工業者であることから、施工条件として、施工業者が近隣地権者から同意を得て行うこととする合意をしたものであります。

町が施工業者と近隣者との間に関与する法的な理由はないと判断しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それを例のごとく、深さ1.8メートル、幅80センチですか、それを埋め立て、原状回復すれば、それを隣のNさんの塀が影響を受けることは間違いないでしょう。

じゃあ、波多野町長の、Hさんの、波多野町長の土地は斜面になっていたんですが、斜面になっているのも、掘削すれば当然崩れてきますよね、崩れ落ちますよね。

町長はそのことについては納得しているんですか。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

この件に関しても、随分議会で論争あったんですけど、はっきりと前もって言われておれば、そのときのいろんな書類とかありますんで説明できるんです。曖昧にここでお話しすると変なことになりますので、いま一度、書類を見てみますので、お許し願いたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私という町の管理権を無断で埋め立てられた水路の管理者は、大体どなたですかね。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

あちらの水路、地目上が用悪水路になっている部分ですけど、これは以前からもお答えしておりますとおり、行政財産として産業観光課が管理いたしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私がいう町の管理権というのは、つまり行政権の侵害ということなんですよ。町のことを無視して勝手に工事を進めた。そういうことは、財産権も侵害されたんですが、行政権も侵害されているということ。そういう観点で質問しておりますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもお答えしましたが、あの土地を管理しているのは産業観光課になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

農業用水路、町有財産の最高責任者は誰ですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほど許可の話もありましたが、最高となればもちろん町長にはなると思います。

管理はうちのほうで全てやっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では、無断埋立ての問題と法定外公共物管理条例に関して質問いたしますが、これも皆さんに配付したかったんですが、読み上げますね。

行為の禁止、第3条、何人も法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならないとあります。1、2、3、4あります。

その中の関係するもの全てそうなんですけど、2の法定外公共物に土、石、竹木等を堆積してはならない。3、法定外公共物にごみ、汚物その他これらに類するものを投棄してはならない。

質問ですが、今回の無断埋立ては、埋立て物が土砂であれば、2。廃棄物が含まれておれば、

3に該当する禁止行為です。これ分かりますね。

今まで町は、あなたは不法投棄でないと言っていますが、本条例下であれば、不法投棄になると私は思います。

特に3、汚物その他が投棄されておれば、廃掃法に抵触することになるんですよ。この点についてどう認識していますか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

今の御質問は以前、お答えしたこともあると思いますが、不法投棄ということで、妹川議員、いろいろお話しされてあると思うんですが、こちらにつきましては、令和5年12月、あと令和6年の3月議会でも答弁させていただきましたが、不法投棄とは、法令に違反する処分方法等でごみを捨てることと考えられますので、工事施工のために土を入れたことが不法投棄に該当するとは考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

何かこどもだましな答弁ですね。こどもでもそんなことは、うそだということはよく分かりますよ。そう思いませんか？あなたのこどもさんが土を川に入れる、ごみを捨てる、そしてしかも民と民の同意に基づいてとか、工事のために埋め立てたとか、それで不法投棄ではないとかね。そんな、うそっぱちなことを言っちゃなりませんよ。

質問しますが、あなたは今、新たにできました管理条例の第4条、第3条見ても、不法投棄ではないと、そういう言葉、撤回する気はありませんか。不法投棄ではないということは間違いであつたということ撤回する気持ちはありませんか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。管理条例の内容については、私が最初、お話ししましたように、令和7年4月1日からの施行です。だから現在その管理条例のことについて、執行部がお答えすることはできません。だから、今言ったように、その現状についての質問をされてください。

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

これは違いますよ、これは管理条例があろうがなかろうが、ただこれを照らしてどうですかと

言っている。撤回する気はありませんか。

○議長 内海 猛年君

管理条例と出さないで、その部分について質問してください。

執行部に求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

撤回されないのかということですが、この現状を考えまして、その考えを変えるということはありません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

水路に埋め立てた土砂に、廃棄物が混じっていないか、町は自ら確認しましたか。もうこれ3回目だと思いますけどね。もう2年、3年たっていますけど、確認されましたか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

その確認といいますか、調査等を行っておりません。現在は原状復旧というところで、掘削等もごございます。今は原状復旧を求めているという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

浮田課長申し訳ありませんけど、マイクを少し前につけて話をしてください。傍聴者からもよく聞こえないとか、私自身もちょっとね、聞こえないところがありますから。

調べないということですけど、管理者としての法令上の調査義務はないんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現状としましては、先ほどお答えしたように、今のところ考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私はね、法令上に調査をする義務はないかと聞いている。いかがですか。調査をする義務はないかと聞いている。ないならないと言ってくださいよ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

義務に関しては、どの観点からというところもございますので、今、答える用意はしてなかったもので、それ以上のことは今、お答えができません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあ、後日書で出してください。

法令上の調査義務の根拠として、こんな条文がありますよ。あなたは専門家だから当然読んでおられると思うけど。地方財政法には、地方公共団体の財産は、常に良好の状態にしておいて、これを管理すると。

そしてまた、芦屋町有財産取扱規則によれば、第7条に現況の調査として、課等の長は、随時その管理する町有財産の現況を調査し、次に掲げる事項について注意しなければならないと、第5号まで書かれている。

どうですか。法令の趣旨に従って調査すべきではありませんか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

調査すべきでないかと、する必要どうですかということで、その前の質問でお答えしたとおり、その点に関しては用意しているものがございませんので、今はお答えすることができません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、法令を2つ挙げましたから、その分を加えて検討して回答をいただきたいと思います。

それから、令和6年3月議会にて副町長の答弁がありました。覚えてありますね。

住民監査請求による審査が行われておりますので、その結果を踏まえ、検討したいと考えてお

りますという私の質問に対する回答です。

監査委員の意見によれば、長々とありますが、3行だけ紹介しましょう。

当該法定外公共物の原状回復については、令和3年11月30日の町の許可から、何ら前進しておらず、不法に埋め立てられた状態が継続している事実に対し、早期適正化に向けて取り組まれないとあります。

どうですか、副町長。もうあれから、1年たちますよね。副町長、この監査意見に対する見解をお聞きしたい。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

原状復旧ということですが、以前より変わったことはございません。

原状復旧の仕方というのを御紹介したいと思います。説明したいと思います。

まず1点目、町として原因者に当該地の原状復旧を求める。

2点目、原因者、施工事業者は、隣接地権者への工事内容の説明及び調整等を行い、近隣地権者の同意を得る。

3点目、同意を得た工事内容等について、着工に必要な書類などを町へ提出する。

4点目、原因者、施工事業者の責任において原状復旧工事を行う。

5点目、完了確認を町が行う。

この手順で原状復旧を進めていくということになります。先ほどから妹川議員も言われていますが、用悪水路についての所有者は芦屋町ではありますが、施工業者ではありません。町は施工業者に原状復旧を求めているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

監査委員会の意見も、不法に埋め立てられた状態が継続している、もう4年にもなると。それを解決すらできないような町行政、これこそ社会問題であり、恥ずべき事象なんですよ。

では次にいきます。

用悪水路、農業用水路と水利権についてお伺いします。

私は、水利権とは何かと。水利権とは特定の目的のために、河川の水を排他的に利用する権利と、河川法に基づく公法上の権利で行政機関の許可が必要と認識しています。また法的にもそう書かれております。

町は法定外公共物である用悪水路を利用する農業者に、水利権の許可を与えているんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

まず水利権というお話でございます。

こちらの国土交通省のホームページを調べたところ、水利権についてということで、水利権とは特定の目的のために、その目的を達成するために必要な限度において流水を排他的・継続的に使用する権利のことをいいますと、こちらに書かれております。

そして、農業用水路でございますが、先ほど妹川議員がおっしゃった、許可をしているものというようなお話しをされたと思うんですけども、この水利権と申しますと、これもホームページに書かれている内容から抜粋させてもらったんですが、水利権には2種類の水利権があるといわれております。

まず1つ目につきましては、先ほど議員がおっしゃった許可水利権というものがもちろんございます。こちらは河川法第23条において、河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないとされております。この規定により、許可された流水の占有権利のことをいうとなっております。

それともう1つございますのが、慣行水利権というものがございます。こちらは旧河川法の制定前、あるいは河川法指定前から長期にわたり継続かつ反復して水を利用してきたという事実があって、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたものをいうということになっております。

このことから農業用水路を利用する農家さん、許可をうちがしたかどうかということではなくて、この慣行水利権を有しているものと一応考えております。よって、水利権があると考えているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ちょっと簡潔に、農業用水路、用悪水路には、農業者に水利権を与えているかということだけでいいですよ。

与えている、与えていない。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今お答えしましたが、私のほうで与えているということはございません。何かそういった書類を渡しているとか、そういったものはございません。今言った理由で考えているということでございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私はこんなことで質問することは要らなかったんですけど、農業用水路には水利権がある人に影響があるとか、一般の町民は畑のそばに住んでいても、農業用水路に対しての何の権利もないとかというようなことが、執行部の皆さんか、それか議員の皆さんにもそのような認識がある方がおられるから、そのことを確認したかったから質問いたしました。

では、次にいきますが、芦屋町法定外公共物管理条例と、5番の埋立て事件の解決方法については重複しますので、並列して行いたいと思います。

またこれも皆さんに配付したかったんですが、法定外公共物管理条例の第4条には、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならないとあります。

それで、現在の原状復旧工事の許可は、3月末が工事期間の期限です。

4月1日に法定外公共物管理条例が施行されます。

つまり、現在のような、これまでの法令に適していないような申請書、許可書、そういう許可もどきとか、申請もどきではなく、本条例に基づいた申請・許可の手続を踏む必要があるのではないかと。

つまり、原因者とされる業者は、第4条の第1項第5号、工事しようとする者に当たるのではありませんか。第5号には前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行うところについては、これを適用して、申請書及び添付書類を提出させ、適切で安全な工事かどうか審査する必要があるのではないかと。

そして、ここに皆さんに配付したかったものは、管理条例の工事施工のものがあります。これら添付書類には位置図、字図、平面図、断面図、横断面図、構造図、復旧図、求積図、それから同意書、こういうのが全部そろっていますね。そして許可書も細々と注意事項や条件が書かれている。こういうものに適応するべきではないかと。これはあくまでも今、現在ある法定外公共物に対して、原状復旧工事を行うわけですから、これに該当するのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

これまで、行政財産として取扱いを行っていたものですが、この条例化によりまして、法定外公共物として定義されているものについては、令和7年4月1日より、条例に定められた管理等を行っていくこととなります。

具体的には、行為の禁止、許可、期間、こちらに様式、もちろんそうっておりますので、それぞれの行為について条例に沿って対応していきたいと思っております。(発言する者あり。聴取不能) すいません。始めからもう1回します。

これまで、行政財産として取扱いを行っていたものが、条例化により法定外公共物として定義されたものについては、令和7年4月1日より、条例に定められた管理等を行っていくこととなります。

具体的には、行為の禁止、許可、期間、様式などが定められておりますので、それぞれの行為等について、条例に沿って対応してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今回の原状復旧工事についても適用するということでもいいんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在、復旧工事ですね、申請書が出てきて、先ほど回数も言われましたけども、これが4月以降の申請については、今後のこの条例化された様式を用いて対応していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

確認しますが、今まで9回出された申請書・許可書ではなくて、この条例に基づいた新たなる申請書・許可書に基づいて、今回の事案も適用していきますということでもいいんですか。

ちょっと分かりづらい。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

（「その通りですか。」と呼ぶ者あり）4月1日からはそういう形になると思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そういうことであれば、今後の申請、そして許可が出たときに、スムーズに工事が進められていくのかなあとしますので、そういう形で進めていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

妹川議員、答弁を求めるんですか。

○議員 9番 妹川 征男君

そういう形で進めてもらいたいと言いましたからいいですよ。この質問に対して。

○議長 内海 猛年君

座られたから。

○議員 9番 妹川 征男君

いやまだあります。すいません。

私はこの20年もの間、法定外公共物管理条例を策定しなかったと。その不作為のツケが今回のような事態になってきたわけですが、そのことの反省に基づいて町が率先し、主体的に解決方法を見いだしなければならぬと思います。

今の回答をみまして、そういう解決方法を見いだされたのかなあとうれしく思います。

また地域住民の方々も、そのことによって、4年間、解決できなかったものが、いろいろな手続等がありましようけれど、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

今回の事件を通して私、考えるわけですけど、町長、町長も隣接地権者の1人です。そして埋め立てられた13メートルの長さの全てが隣接地権者の1人ですね。だから、今、課長が言われたようなことについて、積極的に解決に向けて取り組めと言っていたきたいと思います。

これまで、町民有志の方々から、163名でしたか、こういうような問題点については、早急に解決し、真相究明をやりながら無事な解決をしていただきたいと思いますというような署名の請願書でも否決されました。

ほとんどの議会議員の方々はこの問題について、誰かをかばっているなど、法の趣旨に反するようなことをやっっているながら、議員として、この問題について、徹底して追求していく。私は、この問題については、見て見ぬふりできないんですよ。みんなそう思っていると思うんですね。

ところがなかなかそれができなかった。請願をも否決してしまうような状態ではよろしくない。

これまでも、うそぶいた答弁というか、へ理屈的な答弁が度々ありましたけれども、そういうことのないような町にしてもらいたいと。

私たちは、芦屋町議会制定法である芦屋町の条例というのは、芦屋町議会が住民を代表して、行政の任務を果たすための権限があるわけです。

条例は、行政が従うべき法の一つなんですね。行政に携わる職員は、法令の趣旨に基づいて業務を執行する責務があります。行政に携わる職員が法令を都合よく解釈し、運用することは、この責務に欺くことになり、許されないことです。

このようなことが許されるならば、行政を腐敗してしまうのではないかと危惧しております。

最後に、議場内におられる執行部の皆さん、職員の皆さん、申し上げたい。

町長や副町長に付度し、町政を行うことは町民にとって不幸なことです。職員は職員倫理条例の趣旨にのっとり、町民のために働いてもらいたい。そういうことを願っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 32 分散会
